

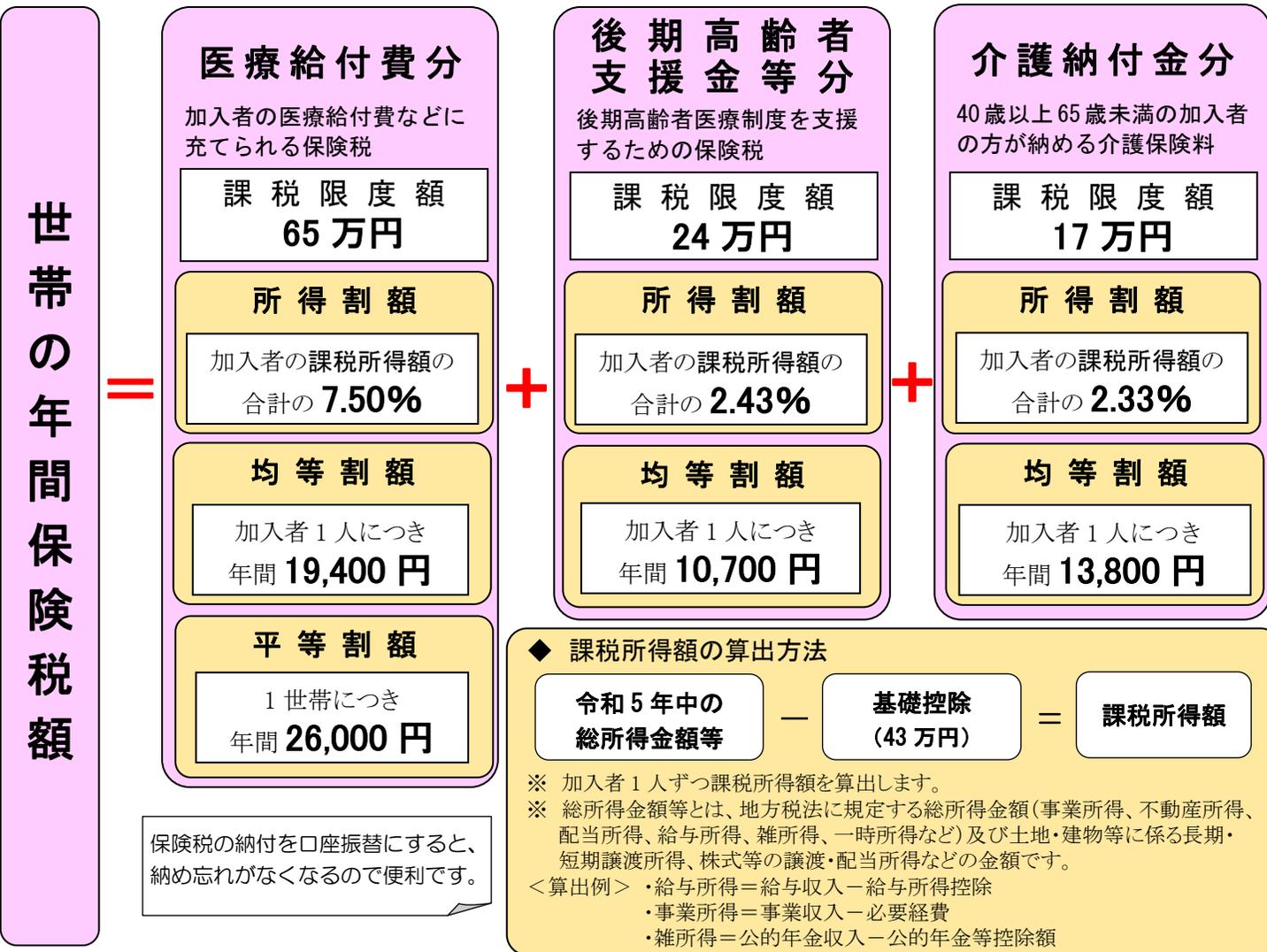
令和6年度 国民健康保険税の仕組み

令和6年度の国民健康保険税の税率等は以下のとおりです。

お問合せは
上越市役所 国保年金課
国保管理係へ
電話 025-520-5714
(直通)

◆ 年間保険税額の算定について

年間保険税額は、国保加入者の全員の医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の合計金額で、それぞれ、所得割、均等割、平等割(医療給付費分のみ)を合わせた金額です。



◆ 納税義務者は世帯主です

- 国保の加入者がいる世帯では、世帯主が国保の加入者であるなしにかかわらず、世帯主が国民健康保険税の納税義務者です。

◆ 国民健康保険税の納付について

- 7月に決定(確定賦課)する年間保険税額を7月(第1期)から翌年3月(第9期)までの9回の納期で納付してください。

◆ 社会保険加入など健康保険の資格に変更があった場合は届出が必要です

- 勤務先の健康保険へ加入した場合、国保喪失の届出が必要です。
14日以内に届出してください(届出の際には国保喪失される全員の社保保険証を提示してください)原則として、届出の翌月に保険税を精算し、変更(決定)通知書を送付します。
変更(決定)通知書が届くまでに納期限を迎える期については、変更前の税額で納付して下さい。

◆ 確定申告、市・県民税申告等の所得の申告をお願いします

- 保険税の計算、保険税の減額(軽減制度)判定、高額療養費支給の限度額判定を適正に行うためには所得の申告が必要です。
- 収入が少ない場合、所得税・住民税が非課税所得(障害年金や遺族年金等)だけの場合であっても、所得の申告がないと、保険税の軽減等が受けられません。

◎ 保険税の軽減について

世帯主と国保加入者の令和5年中の総所得金額等の合算額により、保険税の均等割額と平等割額の7割、5割または2割が軽減されます。

	世帯主(国保に加入していない世帯主を含む)と国保加入者の令和5年中の総所得金額等の合算額	均等割額	平等割額
		軽減割合	
①	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	7割	
②	上記①の金額を超え、次の算式で求めた金額以下の世帯 43万円+(29.5万円×国保加入者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	5割	
③	上記②の金額を超え、次の算式で求めた金額以下の世帯 43万円+(54.5万円×国保加入者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	2割	

※軽減該当の判定期日は、4月1日(途中加入世帯は加入時)です。
 ※土地建物等の譲渡所得の特別控除及び事業所得等の専従者控除は考慮しません。
 ※給与所得者等の数とは、国保加入者及びその属する世帯の世帯主のうち、給与所得を有する人(55万円を超える給与収入を有する人)の数と公的年金等に係る所得を有する人(65歳未満は60万円を、65歳以上は125万円を超える公的年金等の支給を受ける人で給与所得を有しない人)の数の合計数をいいます。
 ※国保加入者数には、同じ世帯の中で国保から後期高齢者医療保険に移行した人(旧国保被保険者)を含みます。

- ◆ 子育て世帯の経済的負担軽減の観点より、未就学児の均等割について、2分の1が減額されます。上記軽減(7・5・2割)が適用された世帯は、軽減後の未就学児の均等割額が2分の1に減額されます。
- ◆ 出産または出産予定の被保険者に係る産前産後期間の所得割額と均等割額を届出により軽減します。
- ◆ 震災や火災などの災害(令和6年能登半島地震の影響を含む)、事業の廃業等による所得の著しい減少、その他特別な事情がある場合、申請による減免制度もありますので、ご相談ください。

令和6年度の国民健康保険税の納付について ※普通徴収の納期限は原則毎月末日です。末日が土曜・日曜・祝日など休日の場合は次の平日となります。 ※口座振替で全期前納の場合は、7月31日に第1期分から第9期分までを振替します。

納付書又は口座振替による納付(普通徴収)	納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	納期	(この期間が経過すると、納付書による納付が必要となります)			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
納期限	7月31日				9月2日	9月30日	10月31日	12月2日	1月6日	1月31日	2月28日	3月31日	
年金天引きによる納付(特別徴収)		4月15日		6月14日		8月15日		10月15日		12月13日		2月14日	

◎納付書又は口座振替による納付の場合は、年間(12か月分)の保険税額を9分割し、納期ごとに納めていただきます。